

# 文教福祉常任委員会会議録

〔令和5年6月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

# 筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和5年6月21日(水) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	所管事務報告	令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種事業について	健康推進課	4
	所管事務報告	「健康ちくしの21(第3次)」計画策定について	健康推進課	9
	所管事務報告	待機児童の状況について	保育児童課	16
	所管事務報告	地域学校協働活動推進員の配置について	生涯学習課	22
	所管事務報告	令和4年度筑紫野市教育委員会点検・評価報告書及び令和5年度筑紫野市教育振興基本計画について	教育政策課	30
	所管事務調査	教職員使用パソコンの現状について	教育政策課 学校教育課	34
	所管事務調査	学童保育所ごとの利用児童数と支援員数について	学校教育課	37
	所管事務調査	いじめ・不登校の現状と課題について	学校教育課	39

令和5年第4回（6月）筑紫野市議会定例会  
文教福祉常任委員会

○日 時

令和5年6月21日（水）午前9時58分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	西村和子	副委員長	坂口勝彦
委員	原口政信	委員	古賀新悟
委員	檜木孝一	委員	吉村陽一
委員	春口茜		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（10名）

議員	辻本美恵子	議員	上村和男
議員	白石卓也	議員	宮崎吉弘
議員	八尋一男	議員	城健二
議員	段下季一郎	議員	前田倫宏
議員	佐々木忠孝	議員	赤司祥一

○一般傍聴者（2名）

○出席説明員（14名）

健康福祉部長	嘉村千穂	健康推進課長	毛利早希
健康推進課長補佐	山田真理子	健康企画担当係長	吉田聡子
保育児童課長	坂田浩章	保育児童担当係長	中村義弘
教育部長	長澤龍彦	教育政策課長	轟治峰
庶務担当係長	山内徳章	学校教育課長	高木美智子
学校教育担当係長	鶴澤宏	教育指導担当係長	山下勝
生涯学習課長	檜木理恵	生涯学習・青少年担当係長	野美山毅士

○出席事務局職員（3名）

局長	荒金達	課長	大久保泰輔
----	-----	----	-------

係 長 栗 原 忠

開会 午前9時58分

---

○委員長（西村和子君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、これより文教福祉常任委員会を開会いたします。

会議に先立ち、委員席の指定を協議いたしたいと思います。

現在御着席されている席は期別年齢順となっておりますが、もしよろしければ、現在御着席の席を委員席として指定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。異議なしとのことですので、委員席については現在御着席のとおり指定いたします。

続きまして、傍聴の件をお諮りいたします。

初めに、9名の議員が委員会の傍聴に出席していらっしゃいますので、先に御報告しておきます。

続いて、本常任委員会に一般市民の方2名より委員会審査の傍聴の申出をいただいております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって傍聴の申出を許可することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。事務局は、入室の御案内をお願いいたします。

---

休憩 午前10時00分

再開 午前10時00分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、委員長から指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件についてほか3件を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

所管事務報告に入ります。

まず、出席職員の紹介をしていただいた上で、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種事業について、執行部から報告をお願いいたします。

部長、お願いします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 皆様、おはようございます。健康福祉部長の嘉村と申します。よろしくお願いいたします。

日頃より本市福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。本日は、所管事務報告を3件させていただき予定となっております。よろしくお願いいたします。

まずは、健康推進課の職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○健康推進課長（毛利早希君） おはようございます。健康推進課長の毛利と申します。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） おはようございます。健康推進課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○健康企画担当係長（吉田聡子君） おはようございます。健康推進課健康企画担当係長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） よろしく願いいたします。

○委員長（西村和子君） じゃあ、早速お願いします。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） それでは、健康推進課より、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種事業について御説明をいたします。

お手元の説明用資料では、3ページ、4ページでございます。

まず、資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。

資料の1番、令和5年度に開始する接種の内容でございます。令和5年度は、大きく二つの接種が追加で実施されることとなっております。（1）の令和5年春開始接種と（2）の令和5年秋開始接種の二つの接種になります。

まず、（1）の春開始接種につきましては、5月8日から既に開始をしております。対象者は、1回目、2回目、いわゆる初回接種を完了した65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人及び医療機関、高齢者施設、障がい者施設等の従事者になります。対象者の数はおよそ3万3,000人と見込んでおります。接種間隔は前回の接種から3か月、ワクチンはオミクロン株対応2価ワクチン

を使用いたします。

次に、(2)の秋開始接種がございます。対象者は、1回目、2回目の初回接種を完了した5歳以上の全ての人。対象者はおよそ8万3,000人いらっしゃいます。接種間隔及びワクチンは、現在国において検討中となっております。

次に、2の接種スケジュールについてですが、春開始接種は5月8日から8月末まで、秋開始接種は9月から12月末までを予定しております。

3の接種会場につきましては、資料の表のとおりとなっております。集団接種を筑紫野市役所及びカミーリヤの2会場で行い、併せて市内医療機関での個別接種を実施いたします。

続きまして、資料の4ページを御覧いただきたいと思えます。

令和5年6月6日現在の接種実績となっております。表の一番左にあります年齢階層区分ごとに、表の左半分は接種人数、右半分は接種率をそれぞれ接種回数別にお示ししております。

表の右半分、接種率を御覧いただきますと、1回目、2回目接種では、12歳以上の方については各年齢階層ともおよそ70%を超え、65歳以上では96%の方が接種を完了されております。高年齢層の接種率が高く、年齢が低くなるに従って接種率は下がってくる状況です。

現在実施しております春開始接種では、接種を受ける方によって接種回数は異なりますが、5回目、6回目の方が中心となっております。6回目の接種を完了した方が合計で1万2,254人、65歳以上の方では1万445人、接種率は38.06%となっております。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ただいま執行部から報告を受けましたけど、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 報告ありがとうございます。

二つ御質問があります。一つ目が、ワクチン接種の効果など、実績でどのような効果があったという報告とかも広報とかでされる御予定でしょうか。

○健康推進課長（毛利早希君） 休憩をいただいてもいいですか。

○委員長（西村和子君） はい、休憩にします。

----- . ----- . -----

休憩 午前10時07分

再開 午前10時09分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
課長。

○健康推進課長（毛利早希君） ワクチンの効果につきましては、重症化予防効果などがあるということで皆さんにお勧めをしているところなんですけれども、実際どのくらいワクチンの効果があったかという実績については、具体的な数字等も国のほうから示されておりませんので、広報などでお知らせする予定は今のところはございません。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 効果が分からないということだったんですけれども、推進するにおいて、接種する方としない方の差別とかがないようにも周知していかないといけないと思うんですが、そういったことはどうやって市民の方に広めていく御予定でしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） これまでも接種券に同封しているチラシや広報などで、ワクチンを接種しない方への差別などはやめましょうということで周知をさせていただいておりますので、引き続き同じように周知に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 両方必要だと思うんですが、それはどのように広報される……。接種しない方は分かったんですけれども、した方に対しての、打ったよねとか打ってないよねと両方が必要だと思っております、両方差別しないというのが必要だと思うんですが、そういったのは周知される予定でしょうか。

○健康推進課長（毛利早希君） 休憩をよろしいですか。

○委員長（西村和子君） 休憩にします。

---

休憩 午前10時11分

再開 午前10時13分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
課長、どうぞ。

○健康推進課長（毛利早希君） これまでは国の方針に基づきまして、ワクチン接種を受けていない人に対して差別をしないようにという周知をしてきたんですけれども、ワクチンをした方の差別についてはこれまで行ってないというのも現状ですので、そういったことがあるかどうかも含めまして、これから考慮してまいりたいと思います。

○委員長（西村和子君） いいですか。

○委員（春口 茜君） はい、分かりました。

○委員長（西村和子君） ほかに。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 会場の問題なんですけれども、集団接種で筑紫野市役所とカミーリヤがありまして、カミーリヤもちょっと分からないんですが、筑紫野市役所というのは接種日の曜日が決まっているんですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 曜日を必ず決めているわけではなく、前月に次の月のスケジュールを決めますので、そのときに、いつからいつ実施するということで決定しております。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 接種をしたいという希望があって電話をしたんですけども、市役所は木曜日にしかやってないと言われて、日中はもう全部埋まっているので夜しかないと言われてたらしいんですよ。そうすると非常に接種する機会が狭まって、一応9月前までは大丈夫と言われてたけども、なかなか予定しきれないということと言われてたんですけども、今現在は市役所は木曜日だけになっていますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 今現在、6月以降から7月までの日程につきましては、市役所は木曜日で実施をさせていただく予定になっております。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） そうなんですけど、もうずっと先まで日中は埋まってしまっているとされたらしいですよ。本当かなと思って。だから、もう夕方以降でしか入りませんとされたらしいんですよ、直近ここ1か月ぐらいの間はと。本当にそういう状況なのかというのを知りたかったんです。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 今現在は予約状況は落ち着いておりますので、空きがあ

る状況だと考えております。

○委員（古賀新悟君） 分かりました。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

どうぞ、吉村委員。

○委員（吉村陽一君） コロナウイルスワクチンの接種実績なんですけども、65歳以上まで一応書いてあるんですが、それ以上の方の接種実績というのは分かりますか、後期高齢者とか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 申し訳ありません。数字的には分かるんですけども、今、手元に用意しておりませんので。もし……。

○委員長（西村和子君） じゃあ、後で頂けますか。

○健康推進課長（毛利早希君） 承知しました。75歳以上を……。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） そうですね、大体この区切りで、10歳ぐらいで区切って出されているみたいなので。分かる範囲で結構なんですけども。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 分かる範囲で提供させていただきたいと思います。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

ほかにありませんか。坂口副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 同じく4ページなんですけど、この接種率なんですけど、40歳から49歳の方から下の年齢の3回目からの接種率が下がっているんですけど、このデータを見て何か考えられることはありますでしょうか。

○健康推進課長（毛利早希君） ちょっと休憩に落としてもらっていいですか。

○委員長（西村和子君） 休憩に入ります。

---

休憩 午前10時19分

再開 午前10時21分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 接種をするかしないかというのはあくまでも個人の判断になりますので、私どものほうではっきりと理由というのは分からないんですけども、推測するとしましたら、接種状況が落ち着いてきたりとか、若年層についてはあまり重症化リスクが高くないとか、そういった理由から接種につながっていないのではないかと考えております。

○副委員長（坂口勝彦君） 分かりました。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

次に移ります。「健康ちくしの21」計画策定について、お願いいたします。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 続きまして、「健康ちくしの21（第3次）」計画について御説明をいたします。

説明資料は、先ほどの資料5ページ、6ページ、また、冊子で第2次健康ちくしの21最終評価報告書の概要版をお配りしております。

まず、説明用資料の5ページを御覧いただきたいと思います。

本計画の策定趣旨につきましては、本市では、市の健康増進計画といたしまして、子どもから高齢者まで広く対象とした健康ちくしの21の第1次計画を平成17年に策定し、次いで第2次計画を平成28年に策定いたしました。令和5年度、今年度が第2次計画の最終年度となっていることから、次の第3次計画改定に向けて昨年度より策定作業を行っております。

次期、第3次計画の策定に当たりましては、現行計画の評価・分析結果等を踏まえるとともに、国の第3次健康日本21や福岡県の健康増進計画などを反映いたします。また、食育基本法第18条に基づく筑紫野市食育推進計画及び自殺対策基本法第13条に基づく自殺対策計画を本計画と一体化して策定することとしております。

2、計画名称につきましては、記載しているとおりでございます。

3、計画期間でございますが、現行の第2次計画は、平成28年度から令和5年度の8年間計画でしたが、第3次計画では、国の健康日本21計画と整合性を図る観点から、令和6年度から令和17年度の12年計画としており、令和11年度を中間見直しと考えております。

次に4、策定会議の体制ですが、市の附属機関であります健康づくり推進協議会と庁内

の関係課で構成する健康ちくしの21推進委員会、食育推進担当者会議、自殺対策推進会議を中心に進めてまいります。この協議会、委員会等は、現行計画においても定期開催をしながら推進と進行管理を行ってきた機関でございます。

以上が計画策定の概要となります。

続きまして、説明資料の6ページを御覧いただきたいと思っております。

昨年度、現行の第2次計画の評価・分析作業を行い、本日お手元にお配りしております第2次健康ちくしの21計画の最終評価報告書を作成いたしましたので、要点を抜粋して説明させていただきたいと思っております。

まず、6ページの5、現行（第2次）計画の目標達成状況でございます。

本計画において、基本目標を1項目及び評価指標を51項目設定し、各項目に目標値を掲げ取り組んでまいりました。評価区分をA評価「改善している」、B評価「変わらない」、C評価「悪化している」の3区分とし、策定時と現在を比較し評価を行っております。

(1) にあります本計画の基本目標である健康寿命の延伸については、策定値と現状値が同じとなっており、変わらないというB評価となりました。

(2) の51項目の評価指標につきましては、A評価の「改善している」が31項目、B評価の「変わらない」がゼロ、C評価の「悪化している」が20項目という結果になりました。A評価の「改善している」が全体の60.8%を占めており、一定の成果が見られたと考えております。

詳細は、冊子でお配りしております最終評価報告書の4ページから5ページにまとめておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に6、第3次健康ちくしの21計画の基本目標案でございます。五つの基本目標を設定し、それぞれ具体的な取組等について、現在策定作業を進めているところでございます。

7、今後のスケジュールでございます。10月までに第3次計画の素案完成を目指し、12月には広くパブリックコメントを募集し、3月に健康ちくしの21第3次計画を完成したいと思っております。

本計画につきましては、市民の健康づくり、健康寿命の延伸につながる重要な計画と捉えておりますので、関係各課、関係団体等と連携をしながら、慎重に策定作業を進め、実効性のある計画策定に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上で終わらせていただきます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

それでは、質疑のある方いらっしゃいませんか。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 2点、お聞きします。

まず、策定趣旨ですけれども、食育と自殺対策が一体となっているということで、どういう観点から一体になっているのかというのをまずお聞きしたいと。

それから、6ページのA「改善している」で週2回以上運動する市民等とありますけれども、コロナ禍で結構ジョギングをする人とかは見受けるんですが、その他運動という、2回以上の運動というのはどういうところを指して言われているのかをお聞きします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 食育推進と自殺対策についても、同じ健康寿命の延伸という健康に長く暮らせるといった目標を持っておりますので、そういったところで一体化して同じように取組を進めていきたいというところで一本化して策定することと考えております。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 命の問題とか延命の問題とかは理解できました。

この自殺対策でいうと、もっと深いものがあると思うんですね、食育だけにかかわらず。それで、評価の中にそれが表現されていないように思えるんですけれども、それはどこを見たら分かりますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） こちらの健康ちくしの21の冊子の5ページを御覧いただきますと、成果指標の上から3番目に自殺死亡率というところで成果指標を上げさせていただいております。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 具体的に、食育の観点ではなくて、自殺対策という観点で見ますと、もっと精神的なものだとか社会環境だとかいろいろあると思うんですけれども、その辺りまで見ておられるんですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 成果指標としましては、こちらの自殺死亡率と、上にあります睡眠・休養が取れている市民の割合というのも関連してこようかと思うんですけれども、詳しくは、別で筑紫野市自殺対策計画というものが今ございまして、職業の問題であつたりとか健康問題であつたりとか、そういった背景のほうも目を向けて分析をしてお

りますので、そういったところも取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今その冊子というのは見られるものなんですか。

○健康推進課長（毛利早希君） ホームページにも上げていたと思いますし……。

○委員（古賀新悟君） いや、ホームページではなくて。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） こちらホームページにも掲載しておりますし、御希望がありましたらお渡しすることもできる状態になっております。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 委員長、資料として請求してもいいですか。

○委員長（西村和子君） 休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

必要な方3名に後で配っていただいていたいいですか。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 御用意いたします。

○委員長（西村和子君） お願いします。

再度休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時36分

再開 午前10時36分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかの議員もお持ちでない方もいらっしゃるということで、すみません、全議員に御準備いただくようによろしくお願いいたします。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 承知いたしました。

○委員長（西村和子君） よろしくお願いいたします。

では、ほかに。（「もう一つ。さっき言った質問」と呼ぶ者あり）

答えてないところがありましたか。じゃあ、課長お願いします。

○健康推進課長（毛利早希君） こちらは、まちづくりアンケートの結果で数値を取らせていただいております、具体的な運動の中身が分かりませんので、お答えができないので、申し訳ありません。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 分かりました。

これはカミーリヤの利用率が高くなったとか、そういうことも入っているということですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） こちらの評価については、アンケートの結果のみを参照しております。

○委員長（西村和子君） ほかに御質問ありませんか。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。こちらの最終報告書の2ページに平均寿命の記述がなされております。本市の平均寿命は国及び県の水準より高くなっておりまして。大変素晴らしいことだと思っております。

もう一つございまして、介護認定率というの、たしか別の項目、これとは別にありますけども、要支援1以上の介護認定率が筑紫野市の場合は1号保険者の場合が15%台ということで、国、県よりも2%、3%低い状況となっておりますと理解いたしております。つまり、筑紫野市はそれだけ平均寿命も長いし、元気なお年寄りの方も国、県よりも比較してたくさんいらっしゃるということで、大変素晴らしい取組がなされておると理解をいたしております。

その原因といいますか、そういったものに至った経過といたしまして、健康づくり運動サポーターの方とかボランティアの存在とか、カミーリヤにあります健康運動トレーニングコーナーですか、そういったところの取組とかプールの取組とか、そういったいろんな取組がこのような結果に結びついておるんだと、大変素晴らしい数値を残されてあると考えております。

さらに5ページを見てもみますと、健康づくりサポーターの年間活動回数が、現状値が240に下がっておりまして、評価がCに落ちておりますけども、これは最近のコロナの影響

響によるもの、一時的なものということと、これはいずれ回復していくんだという理解でよろしゅうございますでしょうか。

以上です。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 今おっしゃられましたとおり、コロナの状況で活動に制限がされたことと、養成講習会なども行えておりませんでしたので、こういった結果になっておりますけれども、今年度以降、養成講習会も実施をいたしますし、活動についてもこれまで以上に取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 了解です。期待しております。よろしくお願いします。

○委員長（西村和子君） それでは、ほかにありませんか。春口委員、どうぞ。

○委員（春口 茜君） メタボリックシンドロームの該当者の割合が増加傾向ということで、恐らく今後もどんどん増えていくと思うんですが、メタボリックシンドロームの原因が適度な運動と食事改善の習慣だと思うので、一時的な啓発だと続かないと思うんですが、そういったのはどのように市として改善されていく御予定でしょうか。

○委員長（西村和子君） 補佐、どうぞ。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） メタボリックの分については国のほうでも増加をしております、筑紫野市だけの問題ではなく、国のほうも非常に着目しているところで

今回作成する第3次の計画の中でも、そこの対策については入れていこうと思っているんですけれども、まずは健診を受けていただく人を増やすことによって自分の状態を知っていただく。それによって、私たち保健師、運動指導士、栄養士という専門職がおりますので、そういう御指導をさせていただいてサポートしていくというのと、あと、教室関係を、食育講座とかをしておりますので、そういったところで正しい食事についても学んでいただくというところで、直接的な個人的な分と、あとは広報を使った啓発ということでしていこうと思っております。

以上です。

○委員長（西村和子君） いいですか。

そうしたら、原口委員。

○委員（原口政信君） 先ほど檜木委員のほうからもありましたけど、運動サポーター、

非常にいいですね、今。皆さん方のおかげで。これはどこの自治体でも福祉と連携してやって、かなり活発に動いていらっしゃるのをよく伺っていますし、私も直接伺っていますけど。ここをもうちょっと手厚く、ハード過ぎないようにしっかり頑張っていたきたいと思っています。

それとあと、先ほどの古賀委員からの自殺の問題に関しては、職域とかいうのももちろん関わって、生活改善も関わってくるんですけど、やっぱり生活困窮者対策とかほかのほうともしっかり連携してすべきじゃないかと思っていますし、要因はいろいろあると思いますけど、どこから精神的なストレスがたまるか分からないからですね。

今後そういった自殺対策として、もうちょっと幅広く各課と連携してされるようなことはありますか、それをお尋ねしたいと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 庁内関係課で自殺対策推進会議というものを開催しておりますので、庁内連携して取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

それでは、所管の入替えをしますので、一旦休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、担当課が替わりましたので紹介をお願いします。

部長。

○健康福祉部長（嘉村千穂君） 職員が入れ替わりまして、保育児童課の職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○保育児童課長（坂田浩章君） 保育児童課、課長の坂田と申します。よろしくお願いたします。

○保育児童担当係長（中村義弘君） 保育児童課保育児童担当係長の中村と申します。よろしくお願いたします。

○委員長（西村和子君）　　お願いします。

それでは、所管事務報告、待機児童の状況についてお願いいたします。

坂田課長。

○保育児童課長（坂田浩章君）　待機児童の状況について御説明をさせていただきます。

資料1 ページを御覧ください。

まず1、待機児童数についてです。令和5年4月1日時点での保育所の待機児童数は16人となっております。令和4年4月1日の時点と比較しまして15人減少しております。また、年齢別の待機児童数につきましては16人全て1歳児となっております。

待機児童数につきましては、令和4年度の定員150人のいきいきほいくえん開設、令和5年度の定員19人の小規模保育事業所の2か所——キッズ・キッズ保育園二日市、ちくし野こども保育園の開設などによりまして大きく減少しているところですが、いまだ解消には至ってない状況でございます。

次に2、認可保育所の入所状況についてです。令和5年4月1日時点の入所状況について、各園ごとの定員・入所児童数を掲載しております。定員の合計が2,328人、こちら前年度と比較しまして38人増加をしておりますが、内容としましては、先ほど御説明しました小規模保育事業所が定員19人となっておりますので、2か所で計38人が増加をしているところです。右側、入所児童数の合計につきましては2,215人、こちら前年度と比較しまして39人の増となっております。

今後、保護者の育児休業終了などに伴いまして当該児童の入所等が続く予定でございますので、年度末までに全体としては増えていきまして、定員を超える入所児童数となる見込みとなっております。

本年度は、現時点で、ゼロ歳、5歳については空きがある状況となっております。

めくっていただきまして、資料2 ページを御覧ください。

3、待機児童解消のための取組についてです。

(1) 既存認可保育所の入所者数増の検討についてですが、これまでも年齢別の未入所状況把握と併せまして各保育所への受入れ要請等を行っております。増員につながるよう、保育士の雇用状況など、各保育園と情報共有しながら連携してまいります。

(2) 保育士確保、職場環境の改善についてですが、まず、市内全認可保育所合同での合同就職説明会の開催、こちらは平成30年度から実施しておりまして、保育士の確保のため継続実施をいたします。

次に、保育補助者の活用。令和元年度より、保育士の業務負担軽減のため、保育補助者を雇用する私立保育所に対して補助を行っております。

次に、保育士の家賃補助事業の実施。市内の私立認可保育所・認定こども園に勤務する保育士で、本人を契約者としまして市内賃貸物件に居住している場合、保育園から受けている住宅手当に月1万円を上限として上乗せ支給をしております。こちらも継続実施いたします。

(3) 児童福祉施設(保育所)の整備についてです。先ほども御説明しましたとおり、本年度4月1日時点の待機児童数は16人となっておりますが、それ以外に特定の理由により入所保留とされた方が130人程度おられます。これは希望した施設に入所できなかったなどの理由によるもので、いわゆるこだわり待機の状態となっております。また、入所申込者数の推移を見ましても依然として増加傾向であることから、引き続き待機児童対策としての受皿整備が必要と考えております。

具体的には、今年度、19人定員の小規模保育事業所と150人定員の認可保育所の公募を実施する予定としております。小規模保育事業所の公募スケジュールにつきましては資料に記載のとおりですが、令和6年度4月の開設を予定しております。また、認可保育所につきましては、令和6年度に施設整備、令和7年度開設を予定しているところです。

最後に、(4) その他の取組についてです。

まず、入所調整方法の変更についてですが、従来は、前の年の12月頃に翌年度の入所申込みを一括して実施しておりました。その後の空き状況に応じた入所調整を行ってまいりましたが、原則、年度当初において入所予約分を踏まえた保育人材確保をしなければならず、定員管理上も効率の悪いものとなっております。今年度より、4月から6月入所予定分を一定期間受付を行い、以降は毎月受付に改めております。よりきめ細やかな定員管理により、入所者増に向けて努力をまいります。

また、私立幼稚園による2歳児の一時預かりの実施やシステム導入による登降園管理、保護者連絡のICT化推進にも併せて取り組んでまいります。

以上、保育環境及び受皿の整備等により待機児童解消に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○委員長(西村和子君) ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。原口委員。

○委員(原口政信君) 待機児童につきましては分かりましたけど、保育士確保と職場環

境の改善というところをちょっとお尋ねします。

市内認可保育所合同就職説明会を開催しましたただじゃなくて、それで何人確保してどこに何人配置したぐらいまでは数字上やっぱり書いとかなないと、やったことの実績だけで内容が伴ってない。

それと保育補助者の活用。これ、いいことじゃないですか。どこの保育所に補助者が何人、活用になりましたという数字も併せて書いていかないと、事業報告をするだけじゃちょっといかんですよ。

それと、あと保育所の家賃補助事業。多分どこかで説明があったかもしれませんが、何軒ぐらいそういう補助事業をやったかと、数字まできちっと中に書いていって説明してもらわないと、過去からずっとやってきて、説明会とかやっているけど、その実績が伴っているかどうかというのを私たちは知りたいわけで、そこをちょっと説明してもらえませんか。分かる範囲内でいいですから。

○委員長（西村和子君） 課長、お願いします。

○保育児童課長（坂田浩章君） まず、保育補助者雇上事業についてですが、お尋ねの詳細まではこの場で御説明が難しい状況がございますが、保育補助者雇上につきましては、対象の保育園が5か所ございまして、人数としましては22名の保育補助者を任用しているところとなっております。

それから、合同就職説明会でございますけれども、毎年度、福岡こども短期大学のほうに出向いて実施させていただいている分と、あとはイオンモールをお借りしまして実施させていただいている分とございます。

直近で申しますと、令和4年度8月18日にイオンモールで実施をいたしまして、参加者としては12名、令和4年度、同じく11月10日福岡こども短大のほうで実施した場合につきまして、これはコロナの影響で直前で日程を変えた影響もありまして、学生さんお1人という結果になっております。それから、年を明けまして1月10日イオンモールで、こちらは11人ということで出席をいただいているところでございます。

申し訳ありませんが、この方々が実際にどういった保育施設に就職されたかというデータまでは持ち合わせておりませんので、現時点ではこういうお答えになるかと考えております。

それから家賃助成です。こちら11施設に対しまして56名の保育士の方について助成をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） ある程度資料で分かるんですから、委員会に資料提出するときは事前にそこも書き込んで、委員会で皆さん方にいろんな御意見を伺わないといけないところですから、今後はそういうとこまできちっと、実績も含めて、そしてどれだけの効果があっているかというのも含めて説明をしてもらわないといけないので。今後、それは要望しておきます。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 家賃補助の件で付け加えてお尋ねなんですけれども、56名の方に補助したということで、どれぐらいの改善——環境が変わったという声とかのアンケートがもしあれば、御教示いただけたらと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 家賃補助の件についてですけれども、こちらにつきましては事業の実施に伴うアンケート調査等は特段やっておりません。実態に応じまして、実施要綱の要件を満たす保育士の方に上乘せ助成という形でさせていただいていますので、56人に対して総額で633万円という結果のみの集計でございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑はありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） その他のところですけども、入所調整方法の変更はどういう変更をしたのかという具体的なものを知りたいです。

それから、ICT化推進と事業の実施で、ICT化推進の内容を教えてください。

以上です。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 入所調整方法でございますけれども、従来は、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、前の年の年末、12月頃に一括して翌年度の入所の申込みを受け付けておりました。当然、皆さん4月からの入所とは限りませんので、7月であったり9月であったりといった部分につきましても、その時点で入所の申込みを受け付けていたと。

ですので、現場としましては、途中入所であっても、保育士もそれに合わせてフレキシ

ブルに配置ができればいいんですが、対定数の問題等もございますので、年度途中で入ってこられる方も見越した上での配置を強いられていたというところもございまして、ここにつきましては、市内の認可保育所の事業者ともいろいろ意見交換をしていく中で、入所予約という部分ではそうなのかもしれませんけれども、なるべく入れていく、入所していただくという方向で改善をしているところでございます。

具体的には、今年度改めましたのは、4、5、6月分につきまして、それぞれ2回ずつ受付を行っております、やっぱり最初の年度初めが非常に錯綜してきますので、入所希望も多くございますので、そこを集中的に取り組みまして、7月以降につきましては、大体1か月半程度前に申込み締切りを設けまして随時受付という形で埋めていく形を取らせていただいております。

それから次に、ICT化推進のお話であったかと思えますけれども、基本的に市内の認可保育所に希望を聞き取りまして予算化して実施という形を取っております。

ICT化の中身でございますけれども、大きく二つございまして、登降園の管理、それから保護者との連絡ということでやらせていただいております。規定のソフトのほうを導入しまして、登降園の管理であれば、例えばスマホですとかタブレットによる入力で、時間も含めて登降園の管理をする。それを施設が把握することによりまして、保育料の算定等も正確に、延長保育も含めて保育時間が全てデータ化されて管理できますので、そういった形での活用、もしくは登降園がきちんとされているかどうかの保護者の確認にも使えますので、そういった形でのネットワークも含めてのシステム導入という形になっております。

それから、もう一つが保護者との連絡ですけれども、これはいわゆる連絡帳的なものがどこの施設も完備されてあって、それで保護者との個別の連絡調整を行ったり様々なイベントの告知等も別の紙でされてあるところが多いかと思えますが、そういったものをシステム化することによりまして、個別の連絡、お答えもその中でできると。また、日頃の保育状況についても、画像をアップして、それを保護者と共有することによって保育の見える化にも寄与するというところで、今回希望を取らせていただきまして、導入予定のところに補助をする予定となっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今、希望をしている施設、希望があれば全てにおいて対応するというところでよろしいですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○保育児童課長（坂田浩章君） 聞き取りをして実施させていただいておりますので、今後も、システムはどちらか片方の導入でも可ということになっておりますので、そこにつきましてはまた再度、聞き取りのほうは継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。これで質疑を打ち切ります。

○保育児童課長（坂田浩章君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） お疲れさまでした。

そしたら、15分まで休憩にしたいと思います。

—————・—————・—————  
休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

担当が替わっておりますので、部長のほうから御紹介をお願いします。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆様、こんにちは。教育部長の長澤でございます。

文教福祉常任委員会の委員の皆様におかれましては、日頃から教育行政の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の委員会では、所管事務報告2件、所管事務調査3件について審査をいただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、出席しております生涯学習課職員が自己紹介をいたします。よろしく願いします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 生涯学習課長の檜木と申します。よろしく願いいたします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 生涯学習課係長の野美山と申します。よ

ろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしく申し上げます。

それでは、所管事務報告、地域学校協働活動推進員の配置について、お願いします。  
課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） それでは、地域学校協働活動推進員の配置について報告をさせていただきます。

資料のほうを御覧ください。1ページ目の資料のほうに、地域学校協働活動推進員の配置についてと記載しております。こちらの資料について説明させていただきます。

まず、地域学校協働活動について説明させていただきます。

地域学校協働活動とは、幅広い地域住民や団体等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを指しております。

地域社会のつながりの希薄化による地域の教育力低下、家庭の孤立化、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化が背景となりまして、社会教育法第5条第2項に規定されたものです。

具体的な活動としましては、学校支援活動といたしまして、登下校の見守り、花壇や通学路の学校周辺環境の整備、本の読み聞かせ、授業の補助等を行っております。体験活動としましては、ボランティア活動や自然体験活動、職場体験学習などを行っております。放課後等の学習活動として、放課後、土曜日、休日における学習スポーツ活動等を行うような活動を指して、地域学校協働活動というふうになっております。

ここで、地域学校協働活動推進員について説明させていただきます。

地域学校協働活動を推進するために、地域と学校の橋渡し役として活動する人のことを地域学校協働活動推進員というふうに名称を定められております。平成29年に社会教育法に位置づけられ、教育委員会が委嘱できるようになっております。

この推進員の配置の目的といたしましては、学校と地域とで地域課題等を共有し、課題解決に向けた実働ができる体制づくりを構築するため、地域人材の協力による学校支援活動、学習支援、体験活動等の充実を図るため、教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間を確保するためという目的を持って配置するものです。

具体的な推進員の役割といたしましては、地域学校協働活動の企画・立案や運営、活動を支援する地域人材の確保、関係機関・団体、NPO等との連絡調整などを行うことを想

定しております。

配置の案といたしましては、現在配置先として各小中学校、全小中学校16校ございますが、各1名を配置することを案としております。

配置時期につきましては、令和5年度から6年度にかけて段階的に配置を検討しております。今年度については令和5年9月からを予定しております。

令和5年度については、円滑に導入するために、小学校区と地域コミュニティの範囲が可能な限り一致し、地域と学校との連携が取りやすく、既に先進的な取組を行っている7校で実施を予定しております。中学校区でいいますと、筑紫野南中学校区の筑紫野南中、原田小、筑紫東小の3校、筑紫野中学校区は、筑紫野中、阿志岐小、吉木小、二日市東小の4校の計7校で配置をする予定としております。ほかの9校——6小学校3中学校は、令和6年度の配置に向けて調整を進めているところです。

予算案につきましては、予算額152万4,000円です。内訳につきましては、推進員の謝金が92万9,000円、こちらは1校1人当たり947円掛ける140時間、1か月20時間の7か月分ということで140時間としております。掛ける7校で92万9,000円を見込んでおります。そのほかの需用費等として59万5,000円を見込んでおります。こちらは県のほうから3分の2の補助がございますので、市の負担額は50万8,000円、3分の1となるところで計上させていただきます。

続きまして、2ページ目は参考といたしまして、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との関係を記載しております。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）につきましては、現在全ての学校に導入されておりますが、こちらは、学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や学校運営への必要な支援等について協議する場ということで設置されております。

こちらの目的としましては、地域とともにある学校づくりを推進するためということで導入されておまして、こちらは主に方針を決定する会議の場というふうに認識されております。

次に、地域学校協働活動は、学校運営協議会の協議結果を踏まえて、地域と学校がパートナーとなり、地域全体で子どもたちの成長を支える活動ということで、学校を核とした地域づくりを推進するための活動というふうに捉えられておまして、こちらは実行する場というふうに捉えております。

この関係の上で、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりの一体的推

進を果たすためにも、地域学校協働活動推進は、学校運営協議会の協議結果を活動につなぐ役割というところで配置を検討しております。

説明については以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。原口委員。

○委員（原口政信君） お疲れさまでございます。

コミュニティ・スクールと学校運営協議会の関係は今説明してもらったんですけど、ここは学校教育課の所管よね、委嘱も含めて。ここは今度は生涯学習課、社会教育の形での学校支援ということだろうと思いますけど。

これは3年前ぐらいに山口小学校をモデル地区にした協働のやつですか。亀田先生がしていたのを今実践してやられているというやつですか。そこだけちょっと聞きたいです。

○委員長（西村和子君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 山口小学校でちくしっ子あそび広場ということで放課後子ども教室をモデルとして実施していたのも、一応こちらの地域学校協働活動の一環ということで、モデルとして実施していたところなんです。なので、おっしゃられたとおり、山口小の活動もこの活動と同じとなります。

○委員（原口政信君） ありがとうございます。これはやはり最終的には学校の先生たちの労働を少し軽減するというのが非常に大きな目的になっているみたいですけど、これで軽減できるかなとちょっと心配なところが少しあるんですけど、先生たちはそれ以外にも仕事が結構多いみたいなので。

ただ、いろんな方々が来て、筑紫野中校区が今やってあって、協働の会議をよくやっていらっしゃいますけど、今現状、南中でもいいんですけど、筑紫野中のそれをやっての効果が、先生たちの軽減も含めてどんなふうになっているかをちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） おっしゃられたとおり、筑紫野中学校につきましては、実は先進的に学校の中で学校支援地域本部というのを以前からされておまして、それで非常に効果的に地域と実際の活動がうまくいっているというところがあったので、そこを起点として、今回も推進員を先に導入することでより効果が見えやすいんじゃないかということで、まず5年度に導入しようと考えたところです。

特に学校運営協議会のコミュニティ・スクールに関しましても、地域との連携した活動につきましても、現時点ではほとんど地域担当の先生もしくは教頭がこういった地域との連絡調整だったり運営企画に関しても取られていたり、また、個別の事業をしようという場合は、それぞれの担任の先生が実際に動いて地域の人と連絡調整をしたりしていたので、そこを中心となって推進員の方が代行してやっていただければ、それで大分楽になるという御意見は、去年、各学校に聞き取りに行きましたら、おおむねそういった回答を得られております。今回、5年度、6年度にかけてまずは1名ずつ配置して行って、そこから実際の効果と、どの程度の人数とか時間がふさわしいのかということも含めて検討していきたいというところで導入を決定しております。

以上です。

○委員長（西村和子君） すみません。今、質問がぱっと出なかったのをちょっと考えたんですけど、イメージがすごくつきにくい感じがするんですよ、分かっている人は分かっているけど、分かっている人には。

この推進員がマネジメント役をするんだろうと思うんですけど、今、先行事例、筑紫野中学校でどういうことが行われて、どういう効果があったというのを報告というか、御紹介をいただいて、これを少し変えるなり修正するなりして展開していきたいという流れなんだろうと思うんですけど、そこら辺のところを御紹介いただかないと、特に新人の議員もいるので、つかめない。私も何となくぼんやりとしか。（「それは説明したよ」と呼ぶ者あり）だけど、実際に実行のところにNPOであるとか団体が書いてあるじゃないですか。これがどんなふうに関連してというイメージが少しつかないんですよ。

なので、どういうことが行われたというところがちょっとイメージがつかないので、もう少し説明していただくわけにはいかないですか。何となく今ので分かったような感じがするんですけど、何かあまりにも抽象的でちょっと分かりにくいと思うんですけど、お願いします。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 先ほどの資料の2枚目を御覧いただいて、学校運営協議会と地域学校協働活動というふうになっておると思うんですけども、今まで筑紫野中学校で行っていた支援本部も実は学校運営協議会の中で全て行われていたことで、その中に配置をすることで、部をそれぞれにつくって活動していたというようなやり方が一つあります。

それが、学校運営協議会で検討したことを実際の活動にする支援本部というところで行うのを、この中だけで行っていたんですけれども、地域だったりいろんな関係団体とかいろんな企業だったり結びつくためには、もう少し広い範囲で活動できるような、推進員という形でコーディネートする人が必要なのではないかという全国的な流れの中で、地域学校協働活動、そして推進員というのを配置していこうという流れになっています。

なので、具体的な事例がちょっと今すぐにというところがあればなんですが、例えば……。○委員長（西村和子君） できれば、パワーポイントなりで具体的にこういう例だというのが視覚的にも分からないと、すごく抽象的で……。言われていることは、ああ、そうなんだろうなと思うけど、いまいちイメージがつかない感じがするんです。皆さんどうですか。分かりますか。（「何となく」と呼ぶ者あり）何となくでしょ。

原口委員。

○委員（原口政信君） だから、今、委員長が言われるように分かりにくいので、5日の協議会のときに、これをもうちょっと分かりやすく、どういう事業をやって、そのコーディネーターの人も来ていただいて説明していただいたらありがたいよね。

ただ、配置については、家庭の孤立化とか学校を取り巻く問題が複雑、困難、背景があって、社会教育法の5条2項によってこういうのをやりなさいということなんでしょう、結局は。だから、そのための一つとして、この学校協働活動を推進していると。これはとてもいいことだなと。地域の人をどんどん入れて、学校以外の社会教育をしていくのは大変結構なことだろうと思っています。あと中学校区の3校、小学校を含めたところも早めにこういうのをどんどんしていけたらいいなと単純に思っていますけど。

ただ、今、委員長が言われたように、新しい名前だから分かりにくいところもあるので、そういうところをもう少しみ砕いて、この委員会だけじゃなくて別の協議会を設けたときにもちょっと説明してもらったらいいかなと思っています。

○委員長（西村和子君） 原口委員の御意見のとおりなんですけど、地域で自発的に活動しているグループとかもあると思うんです。だから、そことの連携をどんなふうにしていくとか、具体的に聞くといろんな質問とかが出るんじゃないかなと思うんですけれども、私なんかは抽象的に感じるので、もう少し御説明をいただきたいと思う。

ちょっと休憩にさせていただきますか。休憩します。

---

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

○委員長（西村和子君） そしたら、休憩前に引き続き会議を再開します。

質問、質疑のある方、挙手をお願いします。

春口委員、お願いします。

○委員（春口 茜君） 推進員の活動として、私も保護者の立場で学校で本の読み聞かせとかをしたことがあるんですが、そのPTAだったり保護者の活動というのは分かるんですが、企業とかNPO、スポーツ団体の選ばれる基準とかは、どのように選ばれるのか、そういう基準があるのかということも教えていただけたらと思います。

○委員長（西村和子君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） これは一例として、そういった企業団体等、NPO法人とやっているという全国的な事例がございますので、それを例として挙げているところなので、現時点で筑紫野市内において企業やNPOと実際にやっているというところまではこちらのほうでは把握しておりません。

ただ、基準といたしましては、学校だったり地域で求めるような活動を提供できるようなNPO法人や企業等があった場合に、そこと連絡を取り合って、どういった企画にするのかとかいうところの連絡調整だったり、企画を地域学校協働活動推進員が間を取り持って行っていくというところで、この活動のコーディネートをしていくというところで考えております。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） じゃあ、今後そういった活動もされる御予定だということですかね、企業も含めた。

○委員長（西村和子君） 檜木課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 全国の事例では企業が提供しているプログラムを活用するという場合もございますので、筑紫野市でも、そういった要望だったり学校でのニーズだったり地域課題の解決のために必要ということであれば、そういった情報提供だったりも含めて、市と学校と地域学校協働活動推進員と連携して取り組んでいく形になっていくと思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） いいですか。

そうしたら、古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 何となくやらんとするところは分かるんですけども、まず、学校運営協議会、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の関係は書いてあるんですが、何か複雑な感じがして、本当にこれでうまく連携が取れるのかという心配があります。それはどういうふうに考えておられるのかというのが一つ。

もう一つが、1ページ目の放課後等学習活動とかもメニューに入っているんですが、性質が全然違うのは分かるんですけども、学童保育との関係性というのはどう考えておられるのかお尋ねします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 学校運営協議会と地域学校協働活動の関係なんですが、これまでもコミュニティ・スクールの学校運営協議会は実際に既に導入されておりまして、実際にはその中を通じて、筑紫野中学校だけではなくて、例えば筑紫野中学校であれば土曜の勉強会とかを学校支援本部が中心となって運営してきたりしているんですが、それ以外にもいろんな地域で、言われた読み聞かせ活動だったり、ボランティア活動で学校の校内環境を整備したりというところは、実際的には地域の方と学校が連携してやってこられて、それに関して調整されていた方が必ずいらっしゃったり学校の先生が調整を取られていらっしゃったところなんです。

そこを、やはりコロナ禍で一回途絶えてしまっていたり、学校の先生がこの間に異動で替わられてしまった場合に、その活動自体が、引継ぎがうまくできていないとそこで継続できていないという事例もこれからは多く出てくるのかなと。そういったときに、こういった推進員という方がいらっしゃって、その間を継続的につなげていくということが非常に重要になってくると考えております。

この表を見ると組織のように見えますが、実態としては活動を調整するような役割を推進員が担うということですので、統括的にその活動を見守る推進員がいるという認識でおりますので、そういった複雑化するというような懸念は市としては持っておりません。

二つ目の放課後子ども教室と学童保育の関係なんですが、実際的には学童保育のほうはまた所管が違いますが、保育が必要なお子さんを対象としておりますが、地域学校協働活動が考える放課後子ども教室は、特に制限なく誰でも来ていいというところを想定はしております。なので、そこを区別する必要があるのかというところは、実際の要件がございますので実際には別のものではあるんですが、考え方としては、広く誰でもが放課後に活

動できるような機会を提供しようという地域の考えとか学校の考えがあつてこういう活動につながっておりますので、そこの運営につきましては、そこそこの学校だったり地域の中でそういった機会を設けるというところで調整を図っていくところであると認識しております。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） ということであれば、放課後というのは、日々の放課後を指しているわけではなくて、計画された日程ということですかね。

というのは、例えば学童保育はほぼ毎日参加する場合は行っていますよね。その人たちが、やっぱりこっちの放課後等学習活動のほうがいいわとこっちに行ってしまうと、そこは空洞になってしまうというか、その辺りの兼ね合いがどうなのかというのを聞いております。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） そこも含めて、もちろんどういった形で、毎日、放課後子ども教室を実施するのとか、例えば定期的な開催になるのかといったところも含めて、今後、地域だったり学校で……。結局、放課後子ども教室をするのにもスタッフだったりそれを担っていただくボランティアだったりが必要になってきますので、その地域に応じて検討していくこととなりますので、今後そういった調整が必要になるかということも含めて今後の検討課題だと考えております。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑ありませんか。

休憩に入ります。

---

休憩 午前11時42分

再開 午前11時44分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、質疑はないようです。それと、私が先ほどもう少し詳しい御説明をと言ったことについては、質疑の中で分かってきましたので取り下げます。

一応、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） これで質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

それでは、所管が入れ替わりますので、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————  
休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分  
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部のほうから紹介をお願いいたします。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が教育政策課に替わりましたので、出席しております関係職員を自己紹介させます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） 失礼いたします。教育政策課長の轟と申します。どうぞよろしくをお願いします。

○庶務担当係長（山内徳章君） 教育政策課庶務担当係長の山内といいます。よろしくをお願いします。

○委員長（西村和子君） よろしくをお願いします。

それでは、令和4年度筑紫野市教育委員会点検・評価報告書及び令和5年度筑紫野市教育振興基本計画について報告をお願いいたします。

課長。

○教育政策課長（轟 治峰君） それでは、令和4年度筑紫野市教育委員会点検・評価報告書及び令和5年度筑紫野市教育振興基本計画につきまして御報告させていただきます。

本件は、筑紫野市教育委員会会議に諮りまして、内容を精査、確認していただいた上で御承認、御可決いただいたものでございます。したがいまして、ここで内容を御審査いただくといった趣旨のものではございませんけれど、よろしくをお願いいたします。

初めに、点検・評価報告書の概要につきまして御説明申し上げます。3色のラインが入った表紙のものでございます。

1 ページに報告書作成の根拠を載せております。

1、「はじめに」のところでございますが、この報告書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育行政の事務の管理及び執行状況につきまして点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し公表するものとされているもの

で、この手続に沿って公表いたしますが、今回は常任委員の皆さんもお替わりになられておりますし、新議員の皆様もいらっしゃいますので、報告書の構成に触れながら説明させていただきます。

ただし、次年度以降につきましては、このような説明対応ではなく、全議員さん及び議会事務局への報告書を提出し公表させていただくということで対応を今考えているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず1ページの下段から3ページにかけてでございますが、教育委員会の活動状況といたしまして、(1)教育委員の構成、こちらが3月31日現在のものがございます。

次に、2ページ目の(2)教育委員会会議付議事項、令和4年度のものでございます。毎月1回、開催をさせていただいているところでございます。

次に、3ページ目下段の(3)その他の活動状況ということで、教育委員さんの研修の状況等を載せておるところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

この報告書の施策の点検・評価に係る構成を記載させていただいております。上から、基本事業名、めざす姿、目標のあるべき姿、目標の状況、主な取組、具体的な取組、実績、成果・課題、担当課といった順で記載をさせていただいております。

この点検・評価報告書は、本市の最上位計画であります第六次筑紫野市総合計画に掲げられている政策のうち、政策3「生活をまもる」及び政策5「未来をつくる」の中から、教育に関わるものを教育の基本目標としまして、次の5ページから52ページまで記載させていただいております。

目標1から目標7までを設定させていただいております。各基本事業、主な取組ごとにそれぞれの所管課が内容を精査し、令和4年度の具体的な取組における実績や成果・課題として取りまとめたものがございます。

5ページからずっと、教育委員会の各課がつくっております課題、成果とか実績を本記載せさせていただいております。52ページまででございます。

続きまして、53ページを御覧ください。

点検・評価を行うに当たりまして、教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項において、その客観性を確保する観点から、教育に関する識見者の知見の活用を図るものとするとなっておりますので、山口短期大学の井口司先生に講評をお願いしております。

その中でコメントとして、教育委員会の各部署が施策実現に向け鋭意努力していることが分かることや、本市の計画が形式的なものでなく組織的、計画的に事業が遂行されていることなどの御評価を頂戴しているところでございます。井口先生からの御意見を今後の取組に生かしながら、教育行政を推進してまいります。

続きまして、令和5年度筑紫野市教育振興基本計画につきまして御報告いたします。今度は黄色のラインが入った表紙のほうになります。

本件につきましても、筑紫野市教育委員会会議にお諮りをさせていただきまして、内容を精査、確認していただいた上で御承認、御可決いただいたものでございます。

概要につきまして御説明申し上げます。

まず、1ページを御覧ください。

枠で囲っているところ、参考、教育基本法（抜粋）の中で下線を引いたところでございますが、教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項で、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じて地方公共団体の教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されておりますので、この法に基づき作成したものでございます。

2ページから3ページに記載しておりますように、本計画は本市の最上位計画であります第六次筑紫野市総合計画に掲げられている政策と整合を図りながら、政策3「生活をまもる」及び政策5「未来をつくる」の中から教育に関わるものを教育の基本目標として設定しており、主な取組等について毎年作成をさせていただいているものでございます。

4ページから32ページにつきましては、筑紫野市の教育基本目標ごとに、現状、課題、主な取組及び具体的な取組について、それぞれの主幹課により作成したものとなっております。詳細につきましては、後ほどお読み取りいただければと存じます。

この令和5年度教育振興基本計画に基づき今年度の事業に取り組んでいくこととしております。

なお、この令和5年度教育振興基本計画に記載した取組の実施状況につきましては、令和5年度末になりましたらまた点検・評価を行いまして、報告書を作成した後に議会へ提出させていただきまして公表する流れとなっております。

以上、点検・評価報告及び教育振興基本計画実施について御報告させていただきましたが、内容が教育委員会多岐にわたっておりますので、何か分からないこと、詳細なお尋ねをしたいことがございましたら、別途、主管課のほうにお尋ねいただければ詳しく説明さ

せていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方、いらっしゃいますか。ありませんか。

そしたら、私のほうから1点だけよろしいでしょうか。

講評をいただいているところで、ICT教育のところなんですけれども、タブレットを有効に活用した授業が見られる反面、タブレットの使用が目的となっている授業も見受けられるというところなんですけど、現場ではWi-Fiの環境を改善されたという報告を聞いておりましたが、それでもやっぱり授業中に半分ぐらいしかつながらず、先生、つながりませんという声が出ているという声を聞いております。なので、環境面もさらに充実させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育政策課長（轟 治峰君） はい、ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） では、質疑を終了してもよろしいですか。

原口委員。

○委員（原口政信君） いつも言っていますが、教育委員会は、この冊子がもう少し早めにできているのであれば、昨日、今日じゃなくて早めに。報告として皆さん方に説明するわけだから、御一読されるぐらいの、今日から読んでから後で聞きに来てくださいじゃなくて、その前に少し早めに出して、大体皆さんが読んだ上でのここの報告という形を。

過去もそういうことを言っておいたと思っておりますけど、鹿島委員長が委員長のときあたりに。だから、これをもうちょっと早めに、できていけばですよ、間に合わんでぎりぎりじゃなくて、文教福祉の常任委員会の資料のときに一緒に出すんじゃないかと、こういう資料は先に出してもらおうように、これは要望ですので答弁は要りません。お願いします。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 教育振興基本計画の12ページの特別支援教室の推進ですかね、感想なんですけど、写真がぼつんと、一人で授業を受けて物すごく何か寂しいなという印象を受けます。マンツーマンでしっかりついて学習しているんでしょうけども、こういったイメージというのは自分たちが何かしていこうとするときに物すごく大切になってくるものだと思うので、こういった現状があるのかもしれないですけど、何か寂しいイメージを感じました。感想です。

○委員長（西村和子君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、以上で質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

休憩に入ります。13時から再開します。

---

休憩 午前11時59分

再開 午後 1 時00分

---

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

所管事務調査に入ります。

まず、出席職員の紹介をいただいた上で、教職員使用パソコンの現状について、執行部から報告をお願いいたします。

執行部から職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 午後から所管事務調査 3 件です、よろしくをお願いいたします。

所管が教育政策課に加えまして学校教育課になりますので、学校教育課の職員に自己紹介させます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○学校教育課長（高木美智子君） こんにちは。学校教育課長の高木と申します。よろしく申し上げます。

○学校教育担当係長（鶴澤 宏君） こんにちは。学校教育課学校教育担当係長の鶴澤と申します。よろしく申し上げます。

○教育指導担当係長（山下 勝君） こんにちは。学校教育課教育指導担当係長の山下と申します。よろしく申し上げます。

○委員長（西村和子君） では、申し上げます。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、教職員使用パソコンの現状について御説明します。

学校教育課のほうから出しております資料、1 ページをお開きください。

表の一番左の列から、学校名、次が教諭の人数、そして、校務系、学習系の端末台数を記載しています。

校務系というのは、子どもたちの成績処理や授業時数の管理などの様々な事務処理を行うためのもので、個人情報等を取り扱うため、校務系の端末は職員室でのみ使うことができます。

学習系というのは、日々の授業で使っているものです。子どもたちのタブレットとつながっていて、授業の中で、課題をデータで配ったり、子どもたちがつくったデータを先生のパソコンで見たり、通常、教室で使っているパソコンはこの学習系ということになります。

クラス担任をしている先生は、学習系と校務系、両方を使うことになります。また、教頭先生や校長先生は、通常は学習系は使わず校務系だけを使うというようなイメージです。

校務系と学習系の端末台数に違いがあるのは、使い方、使う人が違うためであり、学習系については、左の教諭数に基づいて配備をしています。

この基準定数というのは、クラスの数を基本として計算される先生の数になります。校務系は、クラス担任をしていない先生方や事務職員に対して、また、様々な作業で使う端末として配備しているため、左の教諭数よりも多い数になっています。

経過年数については下の米印に記載していますが、公務系については、購入をしたもの、リースのものがございまして、平均すると4年ほど、学習系については米印の2のとおり経過年数3年となっております。

説明は以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） パソコンの数はこれで分かったんですけども、コピー機とか、それに附属するような必要な機器、そういったものの現状の把握というのもなされているところでしょうか。

○委員長（西村和子君） どうぞ、お願いします。

○教育政策課長（轟 治峰君） 申し訳ございません。本日はパソコンの状況についてデータを用意させていただいておりますけれど、また別途、コピー機とかプリンターとかの部分につきましても情報提供させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） ぜひ教えていただきたいというところと、実際、学校の先生たちのほうから、コピー機が足りなくてとか、あるけど使えないとか、そういった声もちょっとお聞きしたことがありますので、使えるものがしっかり数がそろっているかとか、そういったところもしっかり教えていただければと思っております。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。なかったら私のほうから。

今の吉村委員の質問と重なる部分もあるのかなと思うんですけれども、そもそもパソコンの立ち上がりが遅いと。使える状態になるまで電源を入れてから15分ぐらいかかって、子どもさんを保育所に迎えに行かなければいけない先生は、5時頃までは学年会とか会議とか研修とかがあって、5時頃まではそれに携わって、それから迎えに行くまでの僅かな時間で仕事をしようと思っても、15分取られてしまうとほとんど仕事ができないで学校を引き上げて、そして、連絡とかは、業務用のビジネス版のLINEを使って自費で連絡を取り合ったりとかしているということで、もう少し使い勝手のいい環境というのを整えてほしいと。

それと、児童生徒用のWi-Fiが使えないので非常に困っていると。ちょっと外れるかも分からないけど、タブレットのソフトの入替えとか管理のところまで任されているから、業務量が非常に増えていて負担が物すごく増えているので、そこら辺は業者に委託してもらえないかという声をたくさんいただいていますので、実情を調査していただけないかなと思っております。いかがでしょうか。

○学校教育課長（高木美智子君） 今、何点か、先生方の声ということでおっしゃっていただいたと思うんですけれども、学校のほうの教職員の方の御意見といいますか、こういうことが改善できればもっと子どもたちと向き合えるなという先生方の声を今、集約しているところです。

こちらのほうで詳しく中身のほうを確認していきながら、どういったところを改善していけば、そういうところにつながっていくのかというところを、順序立てて改善できることを改善していきたいと考えています。

○委員長（西村和子君） 子どもたちの健全な成長・発達に、先生たちが余裕を持ってどうか、ぎちぎちの労働環境じゃなく勤めていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ないようでしたら質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後 1 時09分

再開 午後 1 時09分

---

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務調査、学童保育所ごとの利用児童数と支援員数について報告をお願いいたします。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、学童保育所ごとの利用児童数と支援員数について御説明します。

学校教育課の資料の2ページを御覧ください。

表の一番左の列から、学校名、その隣、通年の利用児童数、そして支援員数、それから、夏休みなどの季節利用の児童数、季節のみの支援員数といった順番で表のほうを記載しております。二日市小学校であれば、①、②が通年行っているルーム、そして、③は季節のみのルームということになります。番号がついていない、例えば阿志岐、吉木などのルームは一つだけというところになります。

支援員の配置数は、右側のほうに参考ということで記載していますとおり、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則に、40人以上は2人、41人以上60人以下は3人、61人以上は4人、40人とか41人以上というのは児童の数ですけれども、こういった基準を定めています。この基準に基づいて支援員さんを配置している状況となっています。

説明は以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。

質疑のある方いらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 実際に山口小の支援員の方から支援員が少ないという声をいただきまして、山口小の2の利用児童数20人に対し、非正規の方の支援員数というのが1人と

ということで、やっぱり少ないと感じるんですけども、支援員の条例が右側に書いてあると思うんですが、そういった条例の改定とかの御予定とかはあるのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 支援員さんの配置基準については、国が定めている基準を市のほうでも参酌して市として配置数を定めているものにはなるんですけども、例えば山口小のルーム2だったら、通年利用の24人に対する常勤の支援員さんが2人、に加えて季節利用の20人の子どもたちに対して1人ということになるので、全体で44人に対して3人いらっしゃるということになります。

この支援員さんの基準を変える予定というのは今のところありません。確かに、たくさんの子どもの複数の方で見られるというのは大変な部分はあるのかなと思うんですけども、今のところは基準を変える予定はありません。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○委員（春口 茜君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） ほかに。副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 関連になるんですけど、例えばこの二日市東小学校の4、施設利用、80人に対して4人と、これはもう4人ということなんですよ。それと、筑紫小学校の4もそうなんですけど、73人に対して4人。これは季節児童数ということなので夏休みだとは思いますが、実際、今、課長が言われたように、もう国で決まっているからというところで、二日市東だったら80人に対して4人で、しかも夏休み中というところで、事故とかいった部分に関しては物すごく慎重にされてあると思うんですけど、実際4人で大変ですというような声とかは、そちらのほうには出てないのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 基準に基づいたこの支援員の配置について、それが大変だというのは、支援員さんのほうからの声としては今のところは聞いていません。

○委員長（西村和子君） 副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 分かりました。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 坂口議員の質問に付け加えなんですけど、もし支援員からの要望があれば対応していくということでしょうか。

○委員長（西村和子君） 休憩に入ります。

休憩 午後 1 時15分

再開 午後 1 時21分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 今のところ、先ほど言ったとおり、基準を改めるところは考えてはないんですけども、個別のいろんな案件や事情に応じて考えていかなければならないところもあるかと認識しています。

○委員長（西村和子君） よろしく願いいたします。  
ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、以上で質疑を打ち切ります。ありがとうございました。  
いいですか、このまま。

○教育部長（長澤龍彦君） はい、そのままよろしく願いします。

○委員長（西村和子君） では、次の所管事務調査に入ります。  
最後です。いじめ・不登校の現状と課題について、お願いいたします。  
課長。

○学校教育課長（高木美智子君） それでは、別冊にしております資料に基づいて御説明させていただきます。

表紙をめくっていただきましたら、1枚目が筑紫野市の総合教育会議とタイトルがあると思いますが、6月1日に開催されました総合教育会議で説明した内容の資料になります。いじめ・不登校の現状と課題及び対策についてということでお話をしています。内容としては、いじめの実態について、不登校の実態について、それと本年度の取組の重点についてということまでまとめております。

スライドの3になります。いじめの実態についてです。

スライドの4番です。こちらは平成25年度からの筑紫野市、福岡県、全国のいじめ認知率、これは1,000人中何件いじめが報告されたかを示した表になります。数字が増えているのが分かると思いますが、この表を見やすいように本市と全国で比較したグラフに表したものがスライドの5になります。

本市も全国も認知率は増加傾向にあります。特に全国では平成28年度あたりから大きく増加しておりまして、いじめゼロからいじめ見逃しゼロへ意識変革が進んでいるということがあると思います。本市もこれまで全国平均以下の認知率でしたが、赤い点線はまだ令和4年度の数字が国のほうから出ていないことを示していますが、全国平均を上回ってくるのではないかと推察できると思います。

スライドの6になります。令和4年度の学年別いじめの認知率は、小学校の高学年から中学校にかけて減少傾向となっています。ただ、いじめの認知の中で暴力に至ったものを黄色いグラフで表していますが、中学校1年になって急にここが増加しています。これは全国の調査でも同一の傾向がありまして、発達年齢が上がることによるものと思われると同時に、中1ギャップ等による生徒の精神的な不安定さが増す時期でもあることによると思われる。

スライドの7です。これは、本市の独自のいじめの深刻度レベルを示しています。本市では、このようにいじめを小さいいじめから重篤なものまで5段階に分けて毎月報告するようにしています。レベル3以上は教育委員会への報告書の提出を求めています。

スライドの8です。先ほどのレベルごとに、小学校の学年別に、令和4年度のいじめ件数を表しております。ほとんどが小さいいじめ、レベル1であることが分かります。

スライドの9です。中学校では、小学校と違って、レベル1、レベル2、そしてレベル3まで多くなっているような状態になっています。

スライドの10です。以上のような実態から3点まとめております。

いじめの認知率がここ数年大きく増加し、小さいいじめを見逃さないことが重大化につながらないといういじめに対する意識変革が学校のほうで進んでおります。

小学校高学年から年齢が進むにつれて認知件数が減っています。

いじめレベル別に見ると、小学校はレベル1がほとんどであります。中学校はレベル2、レベル3が小学校に比べて多くなっています。中学校は、いじめが重大化しないように注意が必要です。

次に、スライド11、不登校の実態についてです。

スライドの12です。これは令和4年度の市内小中学校の学年別不登校児童生徒の内訳です。小学校で150人、中学校で213人、学年が上がるにつれて不登校の数が増えていきます。また、特別支援学級、右のほうに「特支」と書いているところになりますが、特別支援学級の児童生徒の不登校児童生徒数に占める割合が、小学校で20.7%、中学校で

8.5%となっております、小学校で割合が高くなっています。

スライドの13です。表を見やすいようにグラフにしたものです。こういった傾向になります。不登校児童生徒数は学年が上がるにつれて増えています。そして、小学校では特別支援学級の指導の割合が高くなっています。

スライドの14です。これは平成27年度から令和4年度までの出現率の変化を表したグラフです。出現率というのは、生徒数に対する不登校の率になります。棒グラフの黄色が市内の中学校、青が市内の小学校です。そして、折れ線グラフが、県、全国の平均になっています。県、全国と比較して市内の出現率は高いことが分かります。令和4年度も、全国、県より高いことが傾向から推察されます。

次の15のスライドは、令和元年度からのところに絞って見えています。先ほどのグラフを出現率ではなくて児童生徒数で見えております。増加傾向ではあるんですけども、特に小学校の増加数が、令和2年度から令和3年度で30人、令和3年から4年度で41人と、小学校の増加数が多くなっています。さらに前年度からの増加率でその推移を見てみると、小学校の増加率が中学校の増加率を大きく上回っておりまして、小学校では38%、37.6%となっているものの、中学校では14.7%、9.2%増となっていて、その差が拡大傾向にあります。

スライドの16です。次に、不登校児童生徒数の欠席日数による内訳を示しています。文科省の定義で、年間30日以上欠席者を不登校としています。この表の見方は、30日以上の中で90日以上欠席をした人の数、90日以上の中で出席が10日以内の人の数、10日以内の中で出席がゼロ日の児童生徒の数となっています。

この中でも、いわゆる一般的な不登校のイメージというのは、学校に全然来れないというような、出席が10日とか出席がゼロ日、こういった児童生徒さんのイメージだと思いますが、実際、昨年の出席10日以内とか出席がゼロ日の児童生徒さんの数は、ここに示しているように、小学校で10とか4、中学校で30、10人、こういったふうになっています。

この中で90日以上というところを赤枠にしておりますけども、この生徒さんに注目して、次の17番のスライドを見てください。これは全国、県が折れ線グラフ、市内が棒グラフの90日以上欠席者の出現率です。全国的に90日以上欠席者出現率は増加傾向にあります。

スライドの18ですけれども、本市だけの欠席者数を見ると、ここ数年でかなり増加しているというのが見えると思います。

19のスライドからですけれども、またちょっと別の視点でこの不登校のほうを見てみま

すと、この表は、兆候の児童生徒数と不登校児童生徒数の年度別の比較となっています。

不登校の兆候というのは、欠席日数が30日未満ではあるけれども、保健室などの利用日数、遅刻とか早退、こういった日数から算出して該当している児童生徒さんを把握している数になります。

ここで、中1ギャップというところを考えたいんですけど、この中で言う中1ギャップというのは、例えば平成30年度の小学校6年生の不登校児童数が24となっていますが、この6年生が進級して令和元年度、不登校になると、48人と、24から48に倍増しています。こういうことが毎年起こっているというのが、ここで言っている中1ギャップというところになるんですけども、小学校6年生の不登校児童数が中1になると、2倍近くの不登校生徒数になっているのを見て取れます。

次の20のスライドですけど、先ほどの表をグラフにしたものになります。小学校6年生の不登校から中1の不登校が倍増しているというところが見えると思います。

21のスライドですけども、次に、同じ表でも不登校の予備軍と言われている不登校兆候児童生徒の年次変化を見ております。年々、兆候の児童数も増加傾向にあるというのが見えるかと思えます。

先ほどの表からグラフにしたものですけど、小中学校ともに年々増加傾向なんですけど、すみません、スライド22です、今。年々増加傾向なんですけど、特に小学校の増加傾向が中学校に比べて多くなっているのが分かるかと思えます。この小学校の不登校兆候のところ、中1ギャップを減らす鍵になるものがないかというところになります。

スライドの23ですけども、これも先ほどと同じ表にはなるんですけど、小学校6年生の兆候の児童生徒数と中1の不登校生徒数の関係を見てみると、小6の兆候不登校数の合計が中1の不登校の数になっていっていることが見て取れるんじゃないかというふうになっておまして、中1で不登校になるのを減らすヒントが、小学校6年生のときの兆候の児童数の数にあるのではないかと考えています。

今までの実態のほうからまとめておりますが、スライドの24になります。

特別支援学級の不登校児童生徒の実態を、各学校で共通理解を図る必要があるということ。それから、ここ数年の小学校の不登校の数、不登校兆候の数の増加率が中学校よりも多くなっていること。それから、不登校児童生徒の欠席日数の長期化が進んでいるということ。最後に、小6のときの不登校の数、不登校兆候の数を合計したものが次の年の中1のときの不登校の数に近い値になることから、小学校6年生のときの兆候数を減らすこと

が、中1で倍増するというのを減少させることにつながるんじゃないかと考えています。

それで、本年度の取組の重点についてです。

スライドの26になります。いじめを見逃さない取組、それと、不登校を生まない取組、こちらに重点を置いて取り組んでいきます。

スライドの27ですけれども、いじめを見逃さない取組ということで、一つ目が組織的な情報共有といじめアンケート等の効果的な活用。市教委のほうで、タブレットでできるチェックリストを作っていますので、こういったツールも活用しながら、小学校の高学年や中学校で小さいいじめを見逃さない取組を進めていきたいと思っています。

そして、2番目です。各学校でつくっている学校いじめ防止基本方針に基づいた早期の対応、そして組織的な対応をすること。何でもそうですけれども、初動で十分な対応を行うことが大切と考えています。学校と教育委員会、関係機関が迅速・適切に連携することも徹底していきたいと思っています。

最後に、教育委員会としては、学校で進めたい取組を先生方一人一人に共通理解を図っていくために、様々な場で研修の中で伝えていきたいと思っています。特に生徒指導提要在昨年度改訂されておりまして、生徒指導が子どもたちの問題行動を直すというイメージではなくて、成長・発達を支えるという考え方が強調されていますので、こういったものを今年度の研修の中で繰り返し伝えていきたいと考えています。

スライドの28です。不登校を生まない取組ということで挙げています。学校のほうの取組としては、前年度の不登校及び兆候の児童生徒に早期の対応をすること。特に夏休み前までのアプローチに重点を置いて取り組んでいます。

それから、二つ目が拡大教育相談委員会等、小学校と中学校が連携して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、児童委員、スクールサポーターといった方々と情報共有などをしていくこと。これまでコロナで開催できていなかったこともありますが、全部の中学校のブロックで定期的な開催をしていきたいと考えています。

三つ目ですけど、タブレットでの不登校予防診断チェックリストを全校で実施していきたいと思っています。

四つ目です。オンラインを活用して授業配信や担任との面談など、児童生徒や御家庭の状況に応じた支援を重点的に取り組んでいきたいと思っています。

スライドの29は教育委員会として取り組みたいことですが、人員体制の充実を図っていきたく。特に相談件数も増えてきているスクールソーシャルワーカーを1人から

3名に増員して相談体制を充実させていきたいということで、6月、今定例会に当初予算のほうに計上させていただいています。また、適応指導教室、そのほか外部団体と連携を行いながら、不登校児童生徒の支援をしていきたいと考えています。

あと、最後、30のスライド以降は補足となっていますけれども、児童生徒のチェックリストを31のところ少し載せています。こういうのをタブレットでチェックを入れていくと先生のほうで集計がすぐにできて、ちょっと問題がありそうなところに赤い印がついていくので、そういうところを活用しながら先生が教育相談などを行っていくことができますので、こういった活用をしていただきたいと思います。

それと、33のスライドは生徒指導提要の表紙になっておりますけれども、デジタル版とかも出ておまして、かなり分厚い本にはなってくるんですが、これが教職員向けの基本書となってきます。平成22年の提要の作成のときから生徒指導をめぐる状況が大きく変化してきていますので、生徒指導の基本的な考え方とか取組の方向性をもう一度整理するというので、12年ぶりの改訂が行われています。290ページぐらいにわたっていますので、私も全部は読んでないんですけど、この中に出てくる支援という新しい理念を一人一人の先生に御理解いただいて、児童生徒の指導に当たっていただきたいと考えています。

すみません、ちょっと駆け足でしたけど、以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。蛇足かと思いますが、先日、この委員会の協議会で、不登校支援ネットワークの長阿彌さんとの意見交換をさせていただきました。皆さん、ちょっとその印象も残っていらっしゃると思いますので、そういうことも勘案しながら質疑ができればと思います。

質疑のある方いらっしゃいませんか。春口委員。

○委員（春口 茜君） 先ほどおっしゃっていただいたように、そういったセミナーを先日受講しまして、不登校を生まない取組はされていると思うんですけども、無理やり学校に行かせないことも重要だというお話をされておまして、しっかりと理解をしてあげることがまず一歩だと。みんな違っているのは当たり前だということをおっしゃっていたので、無理やり行かせるというところでやっぱり迷われているお子さん、親御さん、いらっしゃると思うので、そういった方々のために何かできることとか考えていただけたらと思いますが。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 国のほうの考え方としても、平成29年に施行されてい

ます教育機会確保法などの中で、これまで学校復帰を目指した支援となっていたものが、社会的に自立することを目指した支援というふうに方向も転換されていますので、その辺りもよく踏まえて、本人とか家族、保護者の願いに沿ったものになるような支援にしていきたいと思っています。

○委員長（西村和子君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。原口委員。

○委員（原口政信君） この棒グラフを見ていたら、いじめも相当多いなという感じは単純にしますけど、僕は逆に、筑紫野市の先生方はよく小さいいじめも見逃さずに上げていただいているんだなど。ほかの学校なんかはあんまり多くなかったんですよ。あり得ないでしょと、普通。だから、僕はこの棒グラフで非常に多いのが悪とは思っていませんし、むしろ一生懸命、小さな言葉の問題とかをきちっとチェックしてあるなど、さすが筑紫野市は人権のまちづくりの中での教育をしていらっしゃるのかなと感心をしています。

ただ、それ以降の分で、それだけ多いということは、この対策も一方ではしなくては行けないわけで、それで今度またソーシャルワーカーも2人増員したり、そういうことで着実に子ども支援のほうを行ってきていただいていることには高く評価はしています。

一方で、不登校の問題は、いつも私も言うんですけど、文科省の基準で1年の30日、そして1年間たって、いわゆる解除になった人があるはずなんですけど、それがいつもなされてない。累計でずっと上がって行って、これ、減らないんですよ、1回不登校になった数字が、解除になったからといって。だから、家庭の努力とか先生方の努力とかいろんな方々の努力があって解除しているところは、数字的にも市レベルぐらいでは出してもいいんじゃないかなと。

文科省の基準でいくと、もう30日以上の子が何名ですよ、そして、この人が仮に解除になってもその人はカウントされていますので、マイナスがないんですよ。だから、学校に行けるようになったとか、もしくは、今まで学校まで行けなかったのが支援学級まで行けるようになったとか、つくし学級までは行けるようになったとか、そういうのが段階的にあるはずなんです。そういうのも出してもらったほうがいいかなと。ただ追い追いだけで不安を煽るんじゃなくて、そういったことを今後は資料上に少し、筑紫野市レベルでは出してもいいんじゃないかなと思っています。

今、現況のつくし学級の人数も併せてお聞きしたいなと思っていますので、分かれば、つくし学級に今行っていらっしゃる子どもさんが何人おられるか、小中学校合わせてでい

いので。そこはほとんど学校に行ったことになるんでしょう。だから、それも含めてお願いしたいのと、つくし学級の生徒児童数。

それとあと、そういった形で不登校問題に関しては、解除になった人が何人ぐらいいたのかというのも併せてお聞きしたいと思っています。その辺をお聞かせください。

○委員長（西村和子君） 休憩します。

---

休憩 午後1時47分

再開 午後1時47分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長、どうぞ。

○学校教育課長（高木美智子君） 今、原口委員のほうから御指摘いただいた分、今、数字を持ち合わせていませんので、少し整理をさせていただいて、後ほど委員会のほうに資料として出ささせていただくということでお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） はい、じゃあ、よろしくお願ひします。

ほかに質疑のある方。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） いじめと不登校と併せて報告いただきまして、これは必ずしも同じ課題ではないと思っているので、その点で二つに分けてお尋ねします。

一つは、今、いじめにしても不登校にしても、いろんな情報の把握はされておられるという報告を受けました。それぞれを把握した上で、この指導に当たる先生方が具体的にはどのような施しをされておられるのかということをそれぞれお聞きしたい。

それと、いじめにしても不登校にしても、何かしらの原因があると思うんですね。その根本問題、これはいじめの根本じゃないですよ、子どもたち同士が希薄になるような根本の問題をきちっと把握しようとしている努力があるかどうかと、その対策、それに向けてどういうことを考えておられるのかというのがおありでしたら教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） いじめと不登校と、それぞれ具体的に先生方がどのようなことに取り組まれることになるかということが最初でしたかね。

○委員（古賀新悟君） そうです。

○学校教育課長（高木美智子君） 現場の子どもたちとふだん接している先生方としては、

まずいじめに関して言うと、やっぱり小さなトラブルを見逃さないように、クラスの子どもたちとの関係づくりとか、そういう子どもたちの様子の見取りとといいますか、その辺りをしていくのが一つですけれども、先生方の意識を高めていただくために、研修とか先生方同士のつながりといいますか、1人の先生で見ているも見逃すこともあると思うので、やはり学年同士のつながりとかいったところも大事にさせていただくようにはしています。

それから、不登校に関しては、担任の先生だけではなくて、養護の先生であるとか、あと教頭先生とか登校支援員、そういったいろんな立場の先生方がチームとなってその子の状況を把握していく、その子の家庭ともつながっていくというところを大事にしています。本人の願いがどういったところにあるのか、保護者の願いはどうかというところを確認しながら、学校として支えていける部分、そういったところを分担しながら、その子どもが学校に来たいんだったら、そういうふうにしていく環境づくりをしていく、そういった一人一人に対するチームとしての取組が重要かなというところで、その辺りは先生たちの研修のときにお伝えをしているようなところになります。

あと、原因といいますと様々にはなるんですけれども、その本人の特性とといいますか、本人に原因があるところ、無気力であったりとかちょっとやる気が起きないとか、そういったものもありますし、あとは家族の関係であったり、友達との関係であったり、いろんな原因がありますので、そのところを把握してアプローチをしていくとといいますか、そういう取組になってまいります。

お答えが……、たくさん聞かれたんですけど大丈夫ですか。

○委員（古賀新悟君） 大丈夫です。ありがとうございます。また発表する場もありますので。（「ちょっと一回休憩取ってもらっていいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（西村和子君） 休憩にします。

---

休憩 午後1時53分

再開 午後1時55分

---

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） もう1点いいですか。ヤングケアラーの増加が不登校の原因にあ

ると先日伺ったんですけれども、中学生で17人に1人、5.7%というところで、今後さらに多分増えていくと思うんですが、そういった対応とかお考えになられているのでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 不登校の子どもの中にヤングケアラーの子もいるんじゃないかということですかね。

どのくらい数があるかというのは把握してないんですけれども、例えば学校の先生が子どもの状況を把握する中で、そういう福祉の面での支援が必要なのかとか、学校の先生だけじゃなくて、今、スクールソーシャルワーカーとかも入っていく中で、どういった支援が必要なかというのを把握していく中で、ヤングケアラーといいますか、その子が家で何か担わなきゃいけない部分があったり、そのせいで学校に来れてないとか、そういう状況があれば、そういう支援ができるような体制を市の中でも連携して取っていかないといけないと考えています。

○委員（春口 茜君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） ほかに質疑ありませんか。

じゃあ、すみません、私のほうから。

今のヤングケアラーの件は、福祉部門との連携を取っていると理解していいんですか。例えばAというクラスにどうもそれが疑われるようなお子さんがあるとしたら、こういうお子さんがいるんですけどということで、本人の了解を得て福祉部門につなぐとか、今、ヤングケアラーに対応するように部署ができていますので、そこに連携するということはできているんですか。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） 当然その子どもの抱えている問題を解消していかないといけませんので、市のほうでできることは連携して当たっていきたいと、今もそういう事例があればそうしていっています。

○委員長（西村和子君） 最後に、先日の意見交換会のときに、常々、私、疑問に思っていたんですけど、保護者の会というのが社協のほうに支援を受けているという形で、何で学校教育課のほうにないんですかと聞いたら、アプローチしているけれども学校のほうからあまりいい御返事をいただかないと。

その理由として、多分、要求団体になるのではないかと危惧されているのではないかと言われたんですけど、他市での、保護者の会みたいなのをAという学校につくったとした

ら、そういうことじゃなくて、まず同じ状況を共有できる人がいるということで物すごく安心されるというか、自分の居場所ができるということで安心されて、その会が終わったときに玄関を出ると、校庭で1年生のグループ、2年生のグループとできているというんですね。まずそこで、1年生としては入学してこうよねみたいな話ができる、例えば進学についてとか共通の話題でもっと深く共有したいとか自分の身上を話したいとか、そういう場になっていると。それで、すごく保護者の方は居場所ができるのと安心感を持てるのと相談できる相手ができるということで、非常にうまくいくというんですね。学校に要望するということはほとんど聞いたことがないと言われたんですね。

なので、当事者を支える家庭が学校行きなさいと言うと、もう子どもは本当に居場所がないわけじゃないですか。だから、子どもを支えるという意味と、保護者の精神的な安定と子どもを支援する立場を確立するためにも、保護者の会というのは私は必要なんじゃないかなと思うんですけれど、そういうことを学校に働きかけていくということではできませんでしょうか。

課長。

○学校教育課長（高木美智子君） いろんな団体の活動があるのも聞いていますので、そういう活動をされている方のお話も伺いながら、こちらとしても、連携することで不登校の御家族の支援ができるということであれば、連携して課題の解決に当たっていききたいなどは思っています。

学校にそういう会をつくるかどうかというのはあれなんですけれど、そういう活動をされている方と連携していくということは考えていけないと考えています。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。しばらく休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午後 2 時02分

再開 午後 2 時04分  
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日は散会いたします。御協力ありがとうございました。

---

散会 午後 2 時04分